



「いちゃいばネットワーク」通信

顧客情報を管理しましょう！

平成17年4月1日から「個人情報保護法」が全面施行されます。

近年、IT化の進展に伴い、個人情報の漏洩が頻発しており訴訟問題に発展する恐れがあるなど、中小企業にも情報漏洩へのリスク対策が求められています。こうした状況を踏まえ、誰もが安心してIT化社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、公布されました。この法律は平成17年4月1日から施行されます。

信用失墜



「個人情報保護法」の対象となる事業者（個人情報取扱事業者）
5千件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるように体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者。
(紙の情報であっても、個人情報を一定の方式によって整理し、容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。)

例えば…

個人情報取扱事業者が守るべき「義務」の中身は7つです。

- ① 利用目的に関する事項
- ② 取得に関する事項
- ③ 安全管理に関する事項
- ④ 取扱者の監督に関する事項
- ⑤ 提供に関する事項
- ⑥ 情報主体に関する事項
- ⑦ 主務大臣に関する事項

「義務」とは、個人情報を利用する目的から、取得、第三者への提供などに至るまで、企業が守るべきルールを定めたものです。

＜例＞
営業マンが20人いる会社の場合
1人の営業マンが平均300人の名刺を持っていたとすれば、それだけで個人情報は6千件になります。

この法律に違反すると・・・

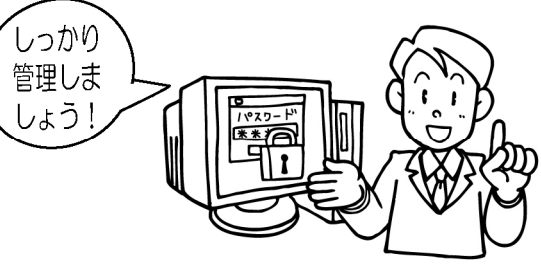
個人情報取扱事業者が義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、事業を所管する主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができますし、事業者が命令に従わなかった場合には罰則の対象になります。

個人情報とは？
氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、趣味、嗜好、結婚・離婚歴、財産などで、個人を特定できる情報を指します。
(顧客だけでなく、従業員情報や社員を募集する際の履歴書、イベント、アンケートなどで収集した情報なども該当。)

＜顧客情報漏洩の防止策＞

顧客情報の漏洩に対しては、次のような対応が考えられます。

- ① 社長・役員など幹部がまず、顧客情報の保護の重要性と対策の仕組みづくりの必要性を認識する。
- ② 社員に対して、顧客情報保護について教育を実施する。
- ③ 全社員との間で顧客情報保護についての契約書を取り交わす。
- ④ 会社の書類やデータ等を家に持ち帰させないようにする。
- ⑤ 顧客情報について、本当に必要な情報がどうか見直す。不必要な情報は集めない。
- ⑥ 情報管理者を決め、情報管理の内規を定める。
- ⑦ 専用の保管庫等を設置や、閲覧またはアクセスを制限する。
- ⑧ 顧客情報が記載された書類のコピーなどを制限する。
- ⑨ 不要な顧客情報は確実に廃棄することを徹底させる。



自己管理もしっかりと！
インターネットの個人利用が普及している現在、自己管理が重要になってきます。個人情報を登録する際は、安全なサイトか確認しましょう。

自社独自の対策を検討しましょう！